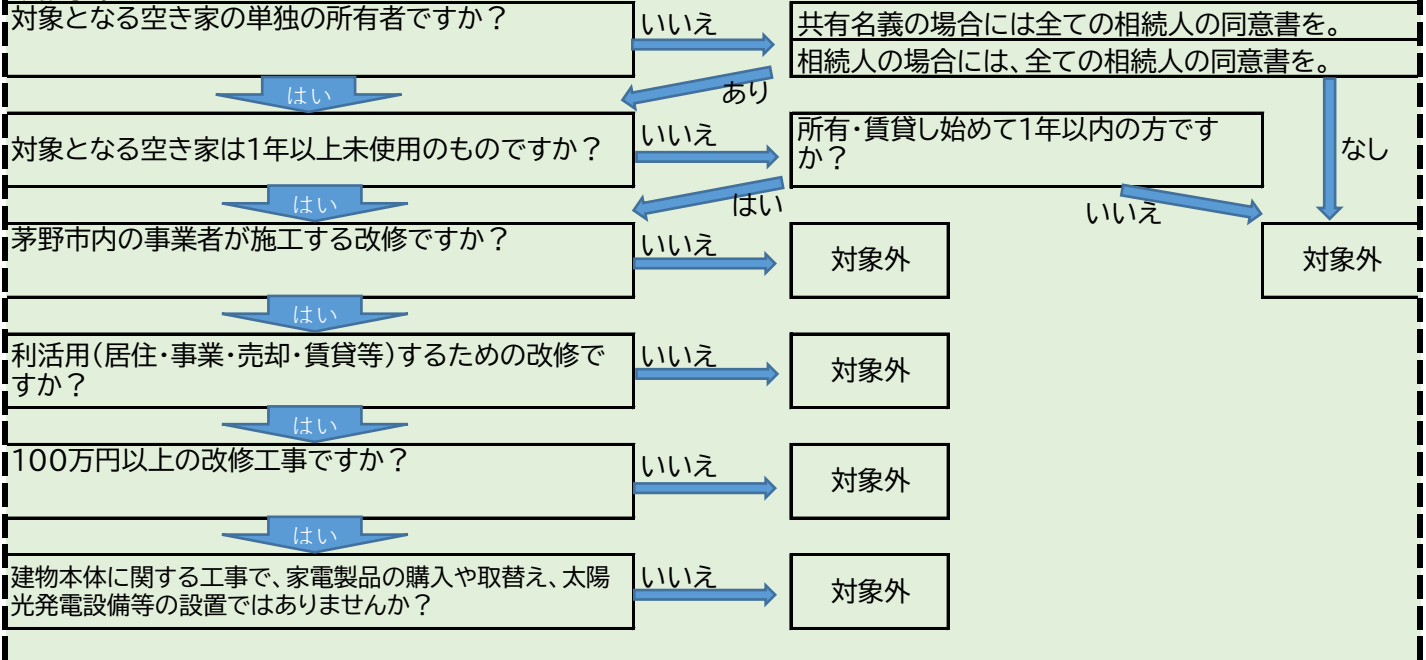
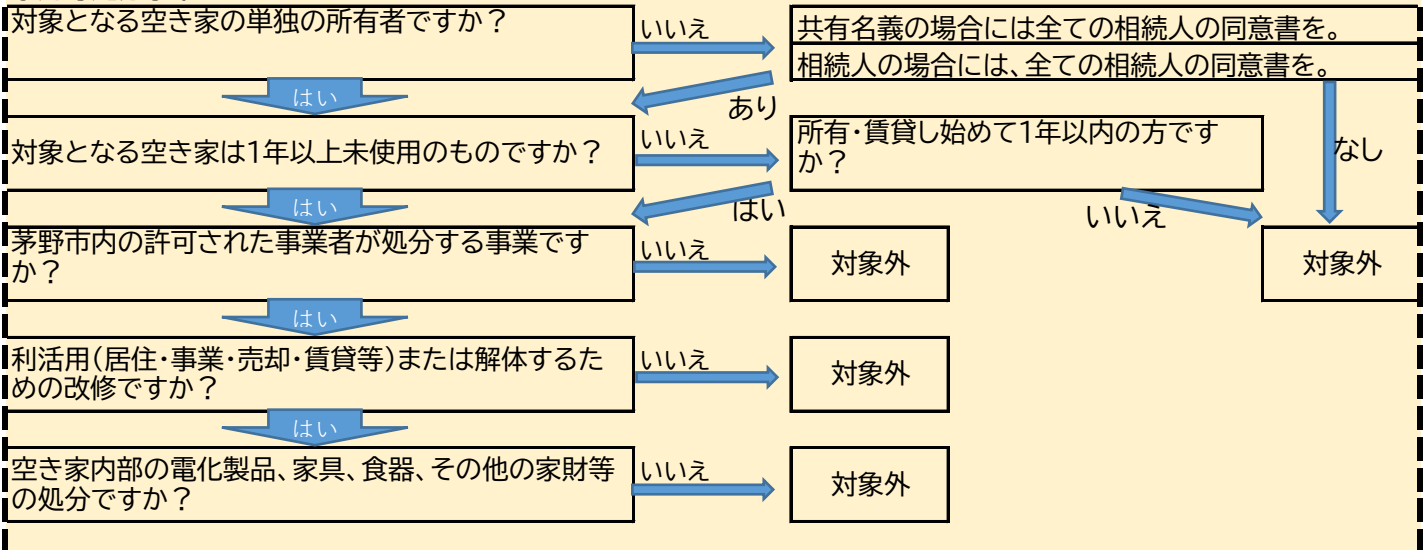


## 茅野市空き家対策促進事業補助金チェックリスト

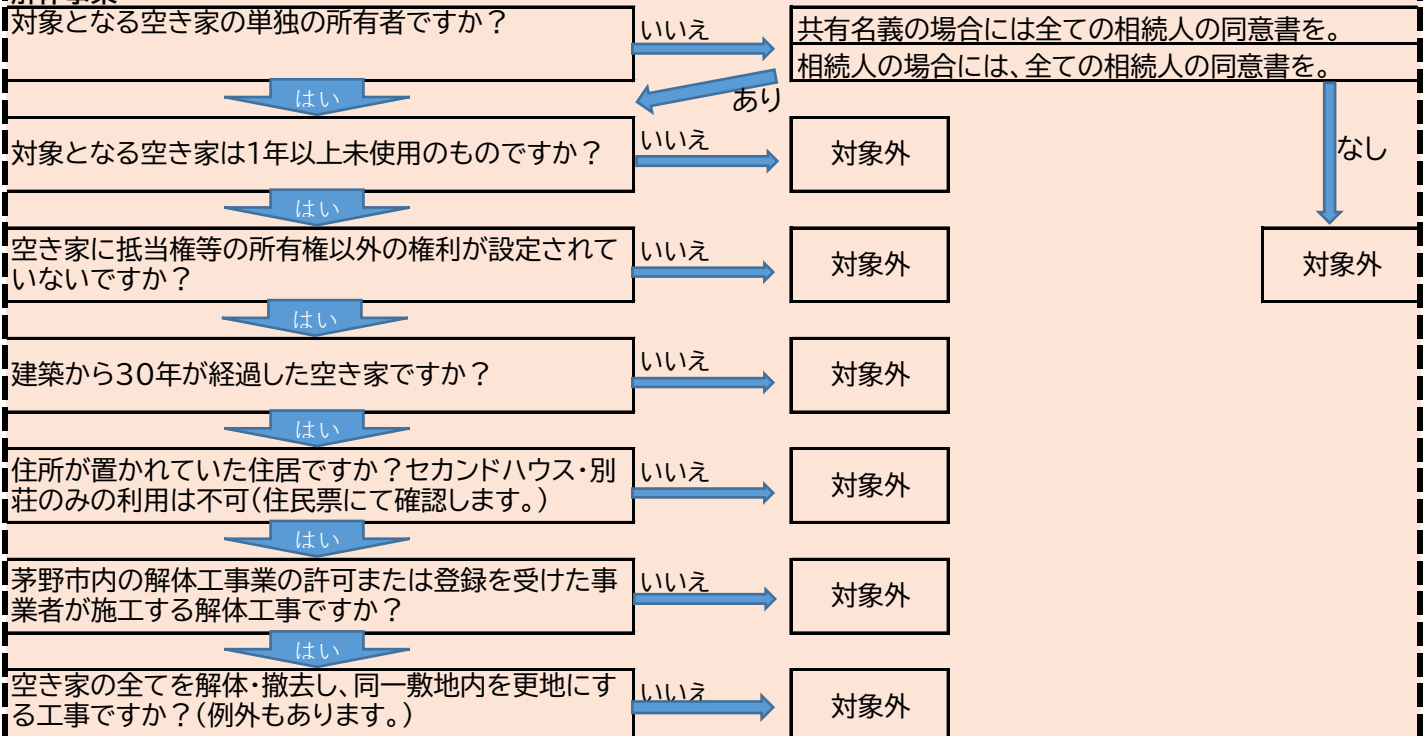
### 改修事業



### 家財等処分事業



### 解体事業



### 三事業共通の注意事項

□ 空き家は居住用の戸建て住宅であって、空き店舗・空き事務所等は対象外。(併用住宅は可)
□ 茅野市の市税を滞納していないこと。
□ 補助金交付決定前に事業に着手しておらず、交付決定後に着手すること。
□ 令和7年3月31日までに事業が完了すること。
□ この制度のほかに、国、県や市の補助制度を受けていないこと。

### 対象となる工事等

	対象となる工事等	対象とならない工事等
改修事業	<b>増築工事</b> 既存の住宅部がない場所に新たに住宅部を建築し、または既存の住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより、住宅部分の床面積を増加させる工事でこの工事の施工面積が10平方メートル以内であること	新築工事
	<b>修繕工事</b> 住宅の機能、性能、安全性、耐久性及び居住性を維持または向上させるための工事で、次に掲げるもの (1)基礎、土台、柱、筋交い等の工事 (2)間取りの変更等の模様替えを行う工事 (3)台所、浴室または便所等を改修する工事 (4)断熱改修工事、気密改修工事または遮音工事 (5)建具、開口部等の工事 (6)外壁、屋根の塗装工事 (7)その他市長が必要と認める工事	<b>外構工事</b> 住宅に附帯する門、フェンス、ブロック塀、車庫、通路等の新設、修繕する工事
	<b>設備工事</b> 住宅の機能、性能、安全性、耐久性及び居住性を維持または向上させるための工事で、次に掲げるもので、配線、配管工事を伴うものまたは部屋の内装等の工事を伴うものに限る (1)住宅設備(IHクッキングヒーター、ガスコンロ、湯沸し器等)、衛生設備等の工事 (2)避難設備、防火設備、換気設備等の工事 (3)冷暖房設備(床暖房、蓄熱暖房、FFファンヒーター、エアコン等の敷設)の工事 (4)その他市長が必要と認める工事	<b>設備工事</b> 住宅設備、衛生設備、避難設備、防火設備、換気設備、冷暖房設備等の機器本体のみの取替えまたは部品交換
家財等処分事業	電化製品、家具、食器、その他日常生活において使用されていた家財等(書籍、文具、衣服、ふとん、食品、工具、農具、自転車、リヤカー等) ※家電リサイクル法対象電化製品の処分についても業者に委託する場合には、その費用も対象経費となります。	自動車、原動機付自転車、農機具、農業機械、倉庫、廃材、住宅建材等
解体事業	空き家を全て解体し撤去し更地にするもの ※同一敷地に存する空き家を除く附属の建築物、建築設備、立木等が残存していた場合であって、当該敷地の安全上支障がない場合にはこの限りでない。	